

令和3年度第3回多良木町議会(8月会議)

招 集 年 月 日	令和3年8月30日					
招 集 の 場 所	多良木町議会議場					
議 会 日 時 及 び	開	議	令 和 3 年 8 月 3 0 日		午 前 1 1 時 0 0 分	
開 閉 宣 告	散	会	令 和 3 年 8 月 3 0 日		午 前 1 1 時 2 2 分	
応招（不応招） 議員及び出席 欠席議員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招	議 席 番 号	出 欠	氏 名	議 席 番 号	出 欠	氏 名
	1	○	高 橋 裕 子	7	○	源 嶋 た ま み
	2	○	中 村 正 徳	8	○	豊 永 好 人
	3	○	林 田 俊 策	9	○	久 保 田 武 治
	4	○	坂 口 幸 法	10	○	宇 佐 信 行
	5	○	村 山 昇	11	○	猪 原 清
	6	○	魚 住 憲 一	12	○	落 合 健 治
会議録署名議員	4番	坂 口 幸 法		11番	猪 原 清	
職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	浅 川 英 司	議 事 参 事	山 本 美 和		
説明のため出席 した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名		
	町 長	吉 瀬 浩 一 郎	生涯学習課長	黒 木 庄 一 朗		
	副 町 長	塚 本 健	生涯学習課			
	教 育 長	佐 藤 邦 壽	住民ほけん課長	岡 本 雅 博		
	会 計 管 理 者	大 石 浩 文	住民ほけん課			
	総 務 課 長	仲 川 広 人	福 祉 課 長	新 堀 英 治		
	総 務 課	金 子 め ぐ み	福 祉 課			
	企 画 観 光 課 長	林 田 浩 之	建 設 課 長	林 田 裕 一		
	企 画 観 光 課		建 設 課			
	危 機 管 理 防 災 課 長	椎 葉 純	農 林 整 備 課 長	水 田 寛 明		
	危 機 管 理 防 災 課		農 林 整 備 課			
	税 務 課 長	東 健 一 郎	産 業 振 興 課 長	小 林 昭 洋		
	農 委 事 務 局 長	小 田 章 一	産 業 振 興 課			

会 議 に 付 し た 事 件

報告第7号	令和3年度多良木町一般会計補正予算（第4号）
議案第11号	令和2年度多良木町庁舎空調設備改修工事他合併請負契約の締結について
議案第12号	多良木町手数料条例等の一部を改正する条例を定めることについて

開議の宣告

(午前 11 時 00 分開議)

○議長(高橋裕子さん) ただいまの出席議員は 12 名です。全員出席ですので、会議は成立いたしております。

ただいまから令和 3 年度第 3 回多良木町議会(8 月会議)を開きます。

これから、本日の会議を開きます。

会議日程及び議事日程につきましては、多良木町議会会議規則第 20 条の規定によって、お手元に配付しておきました日程表のとおりとし、議事を進めてまいります。

日程第 1 「会議録署名議員の指名について」

○議長(高橋裕子さん) それでは、日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

多良木町議会会議規則第 126 条の規定により、4 番坂口幸法さん、11 番猪原清さんの両名を指名いたします。

それではここで、町長の提案理由の説明を求めます。

町長吉瀬浩一郎さん。

○町長(吉瀬 浩一郎君) こんにちは。今日は早朝よりですね、全員協議会、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。そ

れでは私の方から、令和 3 年度第 3 回多良木町議会(8 月会議)の提案理由をご説明いたします。

今回審議をお願いいたします案件は、まず、地方自治法第 180 条及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条の規定に基づき専決処分をさせていただきました、令和 3 年度一般会計補正予算(第 4 号)の報告が 1 件でございます。

次に契約締結といたしまして、多良木町庁舎空調設備改修工事他合併請負契約の締結についてが 1 件でございます。

それから条例の一部改正といたしまして、多良木町手数料条例等の一部を改正する条例を定めることについてが 1 件、以上の 3 件でございます。

詳細につきましては、担当課長の方からご説明をいたしますので、全議案ともご可決いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

以上で私からの提案理由の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

日程第 2 「報告第 7 号」 令和 3 年度多良木町一般会計補正予算(第 4 号)

○議長(高橋裕子さん) 町長の提案理由の説明が終わりました。

それでは、日程第 2、報告第 7 号、令和 3 年度多良木町一般会計補正予算(第 4 号)を議題といたします。

報告を求めます。仲川総務課長。

○総務課長(仲川広人君) 報告第 7 号、専決処分の報告について、地方自治法第 180 条第 1 項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条の規定により専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告するものでございます。

開けていただきまして、専決処分書の写しを付けております。

専決処分第 2 号、1、専決処分した事件、令和 3 年度多良木町一般会計補正予算(第 4 号)、2、専決処分の理由、新型コロナウイルス感染症対策に予算措置の必要があるため、地方自治法第 180 条第 1 項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条第 5 号の規定により専決処分したものでございます。令和 3 年 8 月 6 日に専決処分を行っております。

開けていただきまして、予算書を添付いたしております。

令和3年度多良木町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものでございます。歳入歳出予算の補正で第1条でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,212万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億7,939万2,000円としたものでございます。新型コロナウイルス臨時交付金事業とそれからワクチン接種経費の補正を行っております。内容につきましては、9ページをお願いいたします。失礼いたしました8ページをお願いいたします。

まず歳入でございますが、款の14、国庫支出金、項の2、国庫補助金、目の1、総務費国庫補助金で2,463万4,000円を計上いたしております。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。款の19、繰越金で1,749万4,000円を今回の一般財源分として計上いたしております。

9ページをお願いいたします。歳出でございます。款の2、総務費、項の1、総務管理費、目の18、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費、補正額が4,119万5,000円を補正いたしております。節の1番から、1の報酬から8の旅費までにつきましては、会計年度任用職員分で、これはスクールスタッフサポート配置事業で1名と計画しておりましたが、2名といたすものでございます。

次に、節の12、委託料、説明欄で押印省略見直し支援業務委託料で110万円を計上いたしております。これは公共空間の衛生確保事業ということで計画をいたしております。それから説明欄2番目の建築確認委託料の15万と、その次の節の17、備品購入費、説明欄の1番上ですが、防災活動支援事業用備品で70万円を計上いたしております。これあの昨年度、この臨時交付金事業で整備いたしました備蓄倉庫の作業スペース用の下屋を設置する計画でございます。既製品の設置でございます。

次に説明欄の2番目の公共的空間安全・安心確保事業用備品で844万2,000円を計上いたしております。庁舎などの公共施設用の空気清浄ファンヒーター、それから前回補正で計上いたしておりました大型冷風機につきましては、前回の時には防災活動用備品ということで計上いたしておりましたが、こちらの説明に組み替えを行っております。防災以外でも活用が行われるということですので、こちらの説明に組み替えを行っております。ただ既にもう執行済みでございますので、執行済みの減額につきましては、次回以降の補正で減額を行うことといたしております。

次に、公共空間の衛生確保事業用備品で110万5,000円を計上いたしております。窓口用のセミセルフレジ、受付順券機を導入する計画でございます。

次に節の18、負担金補助及び交付金で説明欄の補助金でございますが、広域農業法人スマート農業機械導入支援事業補助で800万円を計上いたしております。スマート田植え機、また農業用ドローン一式を想定いたしております。補助率は3分の2以内ということで計画いたしております。

次に、まん延防止重点措置事業継続支援事業補助ということで2,101万5,000円を計上いたしております。このまん延防止措置につきましては、国の月次支援金、それから熊本県の一次金が支給されることになっておりますが、その対象とならない事業者を支援するために今回計上いたしております。一定程度の収入が減少した事業者に対する一時金の支援金ということで計上いたしております。

次に款の4、衛生費、項の1、保健衛生費、目の10、新型コロナウイルスワクチン接種事業費で、需用費で93万3,000円を計上いたしております。説明欄のとおり、経費不足見込み分を補正をいたしております。

10ページ以降につきましては、給与費明細書を添付いたしております。以上で報告を終わります。

○議長（高橋裕子さん） 報告が終わりました。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
9番久保田さん。

○9番（久保田 武治君） 1点お伺いしたいと思うんですが、先ほど説明がありました委託料についてです。

押印省略見直し支援業務委託料ってということですが、この支援業務の内容と委託先はどこに決まったのか。その点についてお伺いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） お答えいたします。

この見直し支援につきましては、今、多良木町の例規集の中に、さまざまなこう様式中にこう押印の規定をしている部分があります。それらをですね、国が示します押印規定の見直しに沿って、洗い出しをして見直しを行っていくという業務でございます。

委託先についてはまだこれから決定することになります。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） これで質疑を終わります。

これで報告第7号、令和3年度多良木町一般会計補正予算（第4号）を終わります。

日程第3 「議案第11号」 令和2年度多良木町庁舎空調設備改修工事他合併請負契約の締結について

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第3、議案第11号、令和2年度多良木町庁舎空調設備改修工事他合併請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） 議案第11号、令和2年度多良木町庁舎空調設備改修工事他合併請負契約の締結についてご説明申し上げます。

令和2年度多良木町庁舎空調設備改修工事他合併について、下記のとおり請負契約を締結するものとするものでございます。

記といたしまして、1、契約の目的、令和2年度多良木町庁舎空調設備改修工事他合併、2、契約の方法、指名競争入札、3、契約の総額、一金1億1,660万円でございます。うち取引に係る消費税額が1,060万円でございます。4、契約の相手方、熊本県球磨郡多良木町大字多良木1551番地1 株式会社尾前電気設備多良木支店 支店長 尾前次男、5、支出科目。支出科目は、2件でございます。二つの支出科目から合併して施工を行うということで、1件目が令和2年度から繰越明許で繰り越しております款、総務費、項、総務管理費、目、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費、節、工事請負費でございます。この契約の総額のうち、この科目からの金額につきましては、5,967万524円となっております。次に、令和3年度の予算でございます。款、総務費、項、総務管理費、目、庁舎維持管理費、節、工事請負費。契約の総額のうち、この科目分といたしましては5,692万9,476円ということになっております。

提案理由でございます。本契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を経る必要があるものでございます。

資料といたしまして、開札調書を添付いたしております。開札につきましては、令和3年8月25日に開札を行っております。あとにつきましては、記載のとおりでございます。

現在、仮契約中ということでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋裕子さん） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 11 号、令和 2 年度多良木町庁舎空調設備改修工事他合併請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第 4 「議案第 12 号」 多良木町手数料条例等の一部を改正する条例を定めることについて

○議長(高橋裕子さん) 次に、日程第 4、議案第 12 号、多良木町手数料条例等の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

説明を求めます。岡本住民ほけん課長。

○住民ほけん課長(岡本雅博君) 議案第 12 号、多良木町手数料条例等の一部を改正する条例を定めることについてご説明をさせていただきます。

多良木町手数料条例等の一部を改正する条例を次のとおり定めることとするものでございます。

まず今回の条例の一部改正を要する事になった背景についてでございますけれども、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律というものが、令和 3 年 9 月 1 日付けで施行をされることになったものでございます。この法律におきまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称、番号利用法というふうに言われておりますけれども、この法律の一部が改正されております。主な改正内容といたしまして、個人番号カードの発行・運営体制の抜本的強化、個人番号を活用した情報連携、特定個人情報の提供範囲が拡大されるということになったものでございます。

この法律の一部改正に伴いまして、本町の条例で引用している部分を改正する必要があることから、三つの条例の一部をそれぞれ改正するよう今回議案として提案をさせていただいた次第でございます。改正部分につきましては、添付しております新旧対照表でご説明をさせていただきます。

次ページをお開きください。まず第 1 条、多良木町手数料条例の一部改正でございますけれども、番号利用法の一部改正に伴いまして、個人番号カードの発行主体が地方公共団体情報システム機構 J-LIS と言われておりますけれども、ここであることが明確化されたところでございます。

現在、個人番号カードの再交付に当たりましては、それぞれの自治体が条例に定めてその手数料を徴収しているところでございますけれども、9 月 1 日からは J-LIS からの委託という形に変わるため、徴収根拠となる手数料条例の規定部分を削除する必要があるがございますので、別表中、個人番号の項を削るものでございます。

次ページをお開きください。第 2 条、多良木町個人情報保護条例の一部改正でございます。国の情報提供ネットワークシステムの所管がデジタル庁に変更されることになったことから、当条例第 23 条の 2 に規定しております総務大臣という部分を内閣総理大臣へ改正し、また、

番号利用法第 19 条が改正され、これに伴って号ずれが生じておりますので、引用している部分を改正するというものでございます。

次のページをお開きください。第 3 条による改正でございます。多良木町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正でございます。番号利用法第 19 条の改正に伴いまして、これも号ずれが生じております関係で、条例の第 1 条と第 5 条における引用部分を改正するというものでございます。第 19 条第 9 号というものを第 19 条第 11 号に改正するというものでございます。

なお附則といたしまして、この条例は令和 3 年 9 月 1 日から施行するというものでございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（高橋裕子さん） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 12 号、多良木町手数料条例等の一部を改正する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本会議の会議録調整に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で字句の整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、本会議の会議録調整に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で字句の整理を議長に委任することに決定いたしました。

諮りします。

この後、明日から次の会議を開くまで休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、明日から次の会議を開くまで休会とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

散会宣言

○議長（高橋裕子さん） 令和 3 年度第 3 回多良木町議会（8 月会議）を閉じます。

お疲れさまでした。

（午前 11 時 22 分散会）

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する

多良木町議会議長

多良木町議会議員

多良木町議会議員